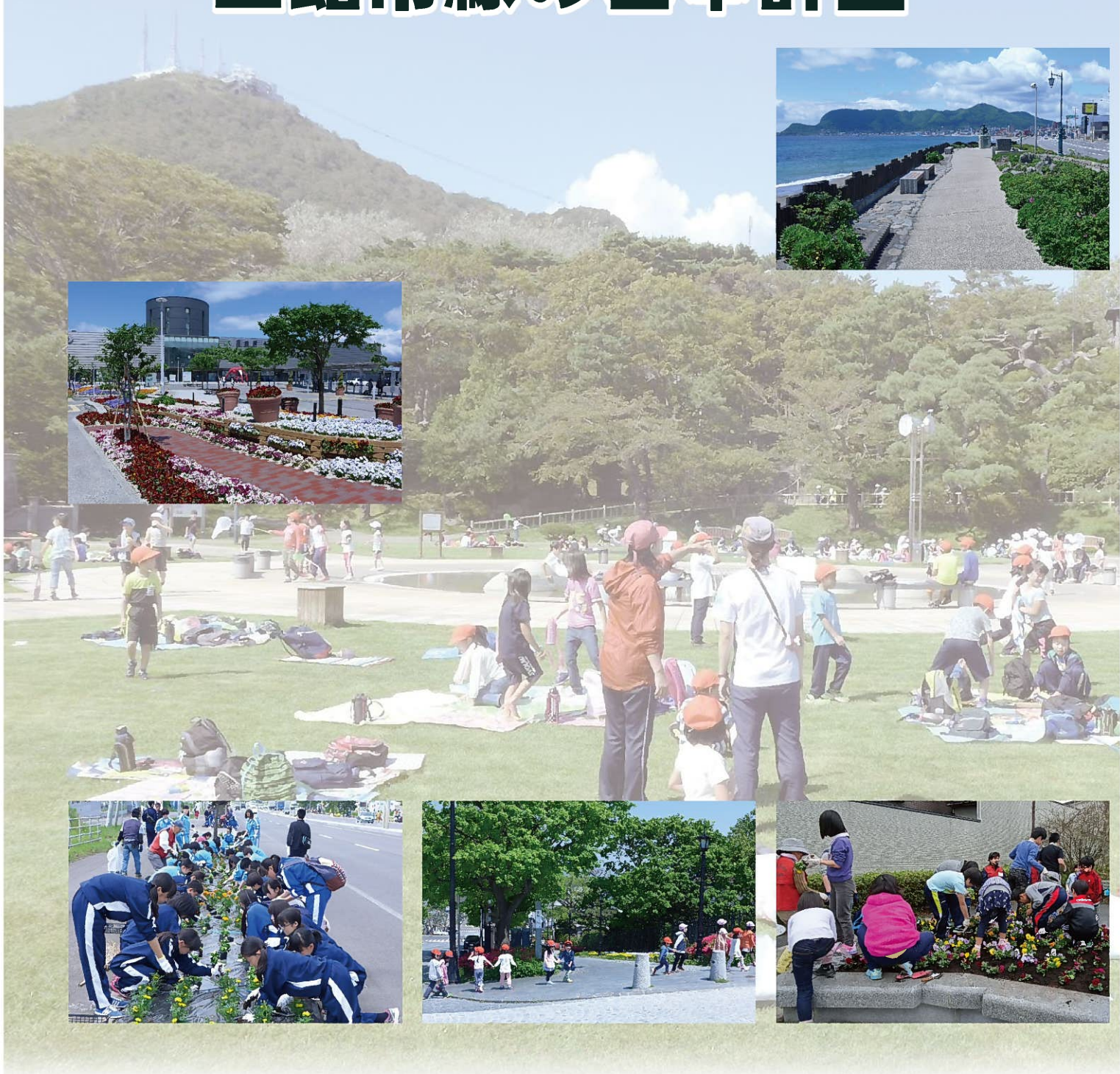


水と緑に包まれた  
うるおいのあるまちをまもる

# 函館市緑の基本計画



平成30年12月

函 館 市

# 目 次

## 序 章 緑の基本計画改定の背景

|               |   |
|---------------|---|
| 1 緑の基本計画改定の背景 | 2 |
| 2 位置づけ        | 3 |
| 3 計画対象区域      | 4 |
| 4 策定内容        | 4 |
| 5 目標年次        | 4 |

## 第1章 緑の基本計画とは

|            |   |
|------------|---|
| 1 緑の基本計画とは | 6 |
| 2 緑の役割     | 9 |

## 第2章 函館市の特性

|          |    |
|----------|----|
| 1 都市特性   | 16 |
| 2 都市の将来像 | 17 |

## 第3章 緑の現況と課題

|              |    |
|--------------|----|
| 1 都市概況       | 22 |
| 2 緑に関する概況    | 24 |
| 3 前計画の目標達成状況 | 30 |
| 4 緑の現況と課題    | 34 |

## 第4章 計画の基本方針

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 計画の基本理念         | 42 |
| 2 緑の将来像           | 43 |
| 3 郊外に広がる緑の基本的な方向性 | 45 |
| 4 計画の目標           | 46 |
| 5 計画の基本方針         | 47 |

## 第5章 実現のための施策

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 施策体系図                       | 52 |
| 基本方針1 水と緑に囲まれた都市・函館を守る      | 53 |
| 1-1 拠点となる緑環境の保全             |    |
| 1-2 水と緑のネットワークの確保           |    |
| 1-3 函館特有の緑の魅力確保             |    |
| 基本方針2 生活にうるおいと活力をもたらす緑をつくる  | 54 |
| 2-1 身近な緑の再生・活用              |    |
| 2-2 多様なニーズに対応できるオープンスペースの充実 |    |
| 2-3 公共空間の緑化による良好な都市景観の保全    |    |
| 基本方針3 災害から市民を守る緑を保つ         | 57 |
| 3 防災面に配慮した緑の保全              |    |
| 基本方針4 みんなで緑あふれるまちづくりを進める    | 58 |
| 4-1 民有地の緑のボリュームアップ          |    |
| 4-2 緑化に向けた意識の高揚             |    |
| 4-3 協働による緑のまちづくりの推進         |    |

## 参考資料

|                |    |
|----------------|----|
| 1 計画策定までの経過    | 64 |
| 2 函館市緑のパートナー会議 | 64 |
| 3 函館市緑化審議会     | 66 |
| 4 用語解説         | 68 |



## 序章 緑の基本計画改定の背景

---

---



## 【序章】 緑の基本計画改定の背景

### 1 緑の基本計画改定の背景

2001(平成13)年3月に、函館市緑化条例に基づき「函館市緑の基本計画(以下「前計画」という。)」を策定・公表し、緑に関する計画や施策について、基本方針である「水と緑に包まれたうるおいのあるまち」の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働して様々な取り組みを進めてきました。

その後、計画策定から15年以上が経過し、人口減少と高齢化により、市街地の拡大を基調としたまちづくりから、既存ストックを活用した集約型都市構造へ大きく転換し、コンパクトなまちづくりを目指す中であっても、これまで培ってきた緑を次代へ継承していく必要があることから、前計画を改定するものです。

#### ○根拠法令の改正

2004(平成16)年12月の景観緑三法施行に伴い、都市の緑地の保全と緑化の推進を総合的に扱うことをより明確にするため「都市緑地保全法」の名称が「都市緑地法」と変更され、内容についても都市の緑の保全等に関わる施策や制度が拡充されたことから、新たなまちづくりの指針に沿って、緑のまちづくりを推進することが必要となりました。

#### ○上位計画等の改定

本市では、前計画を策定した2001(平成13)年以降、景観法に基づく「函館市景観計画」や「函館市環境基本計画[第2次計画]」、「函館市基本構想(2017～2026)」を策定したほか、「函館市都市計画マスタープラン」の改定、2017(平成29)年には、都市計画マスタープランのアクションプランとなる「函館市立地適正化計画」を策定したことから、これら計画等と整合を図ることが必要となっています。

#### ○地球環境問題に関する意識の高まり

近年、世界規模の環境問題である地球温暖化、また、身近な緑の喪失や生物多様性への配慮など、自然環境が抱える新たな問題・課題に対応するため、官民を超えた取り組みが、重要となっています。

#### ○函館市を取り巻く社会情勢の変化

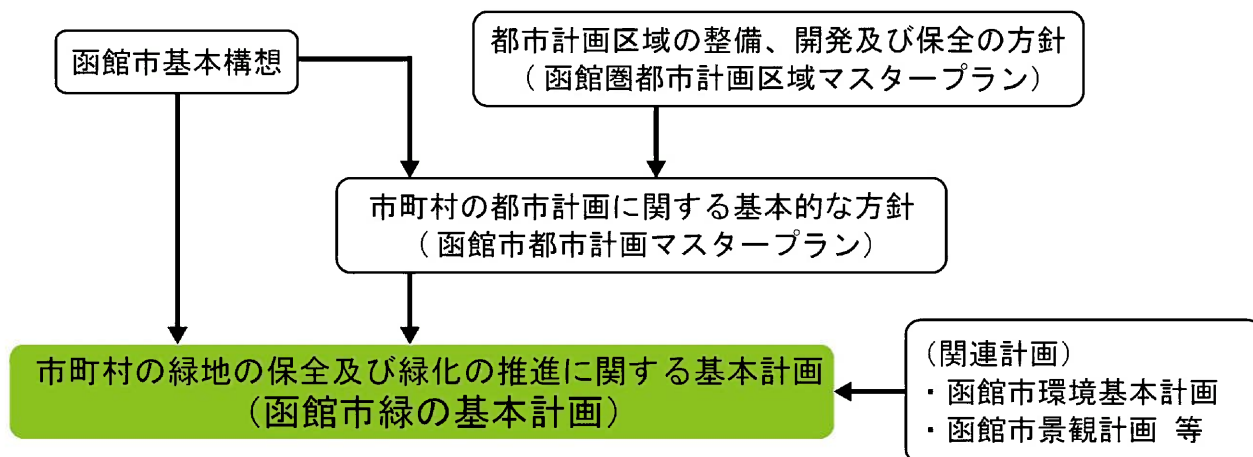
住民基本台帳によると本市の人口は、1984(昭和59)年をピークに減少し、平成28年度末現在では26.3万人となっており、そのうち65歳以上の高齢者の割合は33.4%で、前回策定時(平成12年3月データ)の20.5%から、さらに高齢化が進行しています。

また、前計画は、当時の市域を計画対象としていたので、2004(平成16)年12月に合併した戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町を含めた、市域全体で計画を策定し直すことが必要となっています。

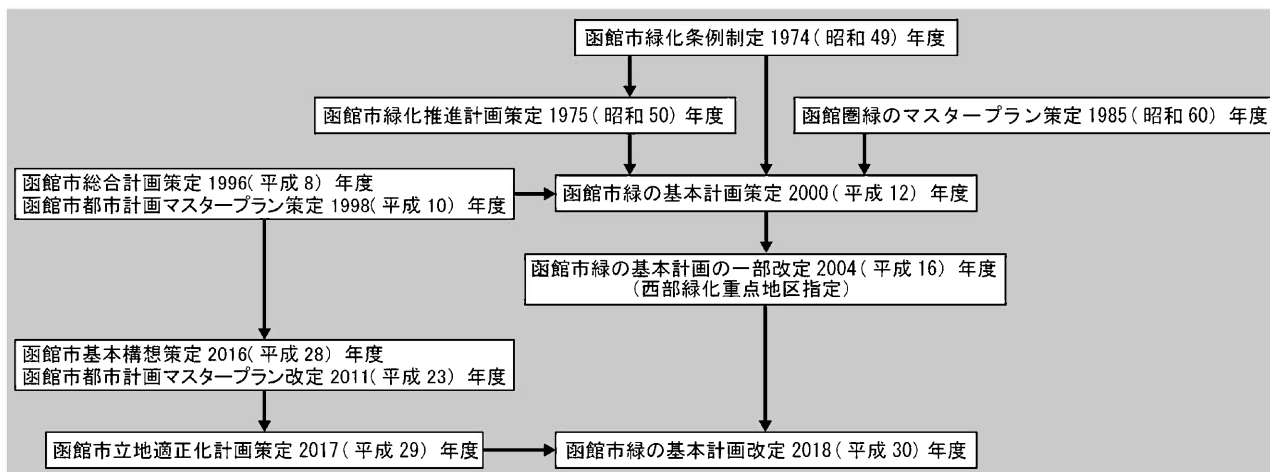
## 2 位置づけ

計画は、本市のまちづくりにおける指針である「函館市基本構想」や、都市計画に関する基本的な方針となる「函館市都市計画マスタープラン」と整合を図るとともに、環境基本法や景観法など他の法律等により策定する計画との調和を図り、それらの「緑」に関する部門を支える計画として位置づけます。

### ■緑の基本計画の位置づけ



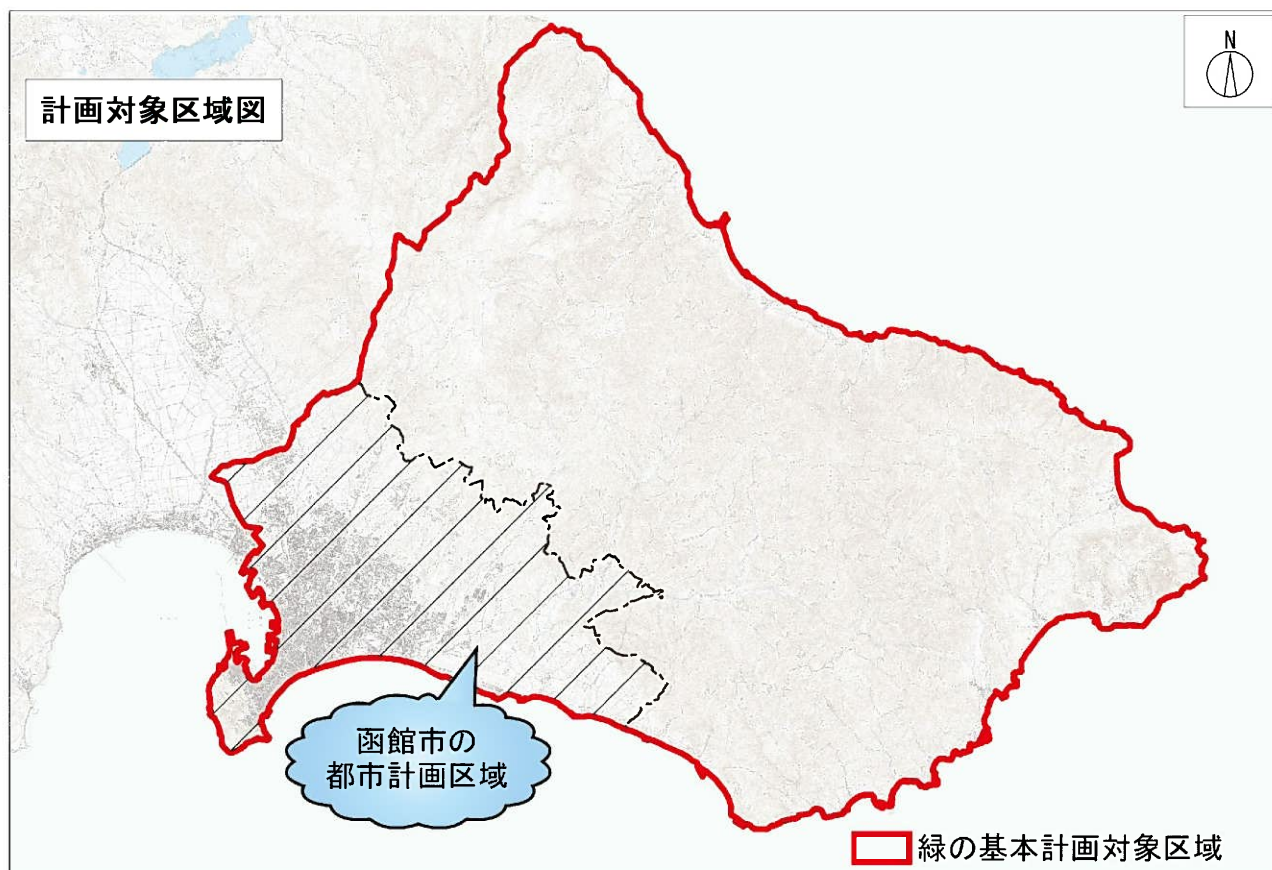
### ■緑の基本計画の経過



### 3 計画対象区域

計画対象区域は、整合を図る必要のある関連計画や方針などが市域全体を対象としていることから、本計画においても市域全体を対象とします。

ただし、都市緑地法において、緑の基本計画の対象範囲は、都市計画区域内とされていることから、都市計画区域外の緑については、基本的な方向性のみを示すものとします。



### 4 策定内容

本市における緑の現況と課題を整理し、緑の将来像や市民、事業者、行政の役割、施策の展開方向などを明らかにしたうえで、将来目標を設定し、それを実現するための具体的な施策などを示します。

### 5 目標年次

目標年次は、概ね10年後である2027(平成39)年とします。なお、中間年次となる5年後に施策の実施状況を把握し、必要に応じて適宜見直しを行います。